

駆けつけ給油の運用形態の検討における趣旨及び背景について

近年、中山間地域等における給油取扱所においては、給油客の来客頻度が極端に低く、かつ従業員数の確保が難しい等の問題をかかえている現状があり、そういった過疎地域においては、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されている。

経済産業省においても、サービスステーション（SS）数が、市町村内で3カ所以下の地域が増加している傾向が指摘されており、これらの地域において顕在化している、いわゆるSS過疎地問題への対策のため、平成27年3月にSS過疎地対策協議会を設置し、自治体等に対する相談窓口の設置等、各種取組の検討が進められているところである。（参考資料1-1、参考資料1-2）

このような状況の中で、本検討会において、フルサービスの給油取扱所に危険物取扱者である従業員が常駐せず、来客時のみ、当該従業員が併設する店舗等から駆けつけて給油を行う運用形態が、過疎地対策の1つの方策として取り上げられたことを踏まえ、当該運用形態において想定される火災危険性に対する安全確保策のあり方について検討を行い、その実現可能性について議論する。